## 青山学院大学における研究活動上の不正行為に関する概要

本学法学部法学科准教授が、法学部判例研究所紀要『青山ローフォーラム』に発表した 1 論文に関し、研究活動における不正行為の疑いがあるとの通報を受け、「青山学院大学 研究活動における不正行為への対応に関する細則」(以下、「本件細則」という。)第17条 に基づき調査を行った結果、特定不正行為「盗用」と認定したので、本件細則第32条に 基づき、以下のとおり公表する。

### 1. 発覚の時期及び契機、調査に至った経緯等

2019 年 11 月からはじまった法学部准教授の教授昇任人事の審査過程の中で、審査対象論文中に盗用を疑われる論文があることが発覚した。法学部は、調査委員会を設置し、その調査結果報告書を書面にて 2020 年 5 月 25 日に学長に報告するとともに、同年 5 月 27 日に本学通報等受付窓口に提出し、受理された。

法学部の調査結果を受け、学長は、本件細則第15条に基づき同年6月9日に予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は同年6月25日に盗用の可能性が高い旨の調査結果報告書を学長に提出した。

以上の経緯から、学長は、本件細則第17条に基づき同年7月22日に本調査委員会 を設置し、本調査が開始された。

### 2. 本調査の概要

1)調査体制

本調查委員会6名(学内委員3名、学外委員3名)

委員長 小西 範幸 青山学院大学副学長・統括管理責任者・教授

委員 薮口 康夫 青山学院大学法務研究科研究科長・教授

塚原 英治 東京南部法律事務所弁護士(外部有識者)

土田 亮 上智大学法科大学院教授 (外部有識者)

前田 修志 専修大学法科大学院教授 (外部有識者)

阪野 克幸 青山学院大学研究推進部研究推進課課長

2) 調査期間

2020年7月22日~2020年10月23日

3) 調査対象論文

タイトル:信託事務の処理の第三者への委託における受託者の責任 出版誌・出版年月日:『青山ローフォーラム』第4巻第2号、2016年2月29日発行

4) 調查対象研究者

楊 林凱 法学部法学科准教授

5) 調査対象経費

学内資金(基盤的経費(私学助成を含む))

## 6) 調査方法・手順

調査対象論文と盗用されたとする論文の比較・精査を行い、併せて調査対象者からの書面及び対面による弁明を受けるとともに事情聴取を行った。その他関係部署への照会、文献の調査を行った。

# 3. 本調査委員会の調査結果を踏まえた大学としての認定内容

### 1) 認定内容

調査結果を踏まえ、2020年10月23日に「青山学院大学研究活動における不正行為の防止の実施体制に関する規則」(以下、「本件規則」という。)第2条(2)ハに規定する「盗用」と認定した。

2) 特定不正行為の具体的内容と認定理由

本件論文は、当初 2 名による共著で執筆を始め、その後、共著者の許諾の下で、調査対象者の単独論文となったものである。本件論文の比較・精査を行った結果、8 カ所(本文全体の約 25%)において、元共著者の原稿をそのまま利用しているにもかかわらず、若干の注を追加したほかは引用注が全く又は適切に付されていない。これは、引用等の表示として通常理解できるレベルのものではなく、「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる」(本件規則第 2 条(2) 柱書)不適切な表示である。

ただし、原著者の了解があることから、故意による、悪質性の高い盗用ではない。

3) 不正行為に係る経費について

学内資金(基盤的経費(私学助成を含む))。なお、不正行為にかかる学内資金(基盤的経費(私学助成を含む))の直接的な支出は認められなかった。

4) 懲戒事由に該当する可能性

「学校法人青山学院就業規則」第 46 条第 15 号に定める懲戒事由「この就業規則及び本法人の諸規則に違反し、その程度が重大と認められるとき。」に該当する可能性があると認定する。

### 4. 本学が実施を決定した措置の内容

1) 論文の取り消し措置

不正行為の認定を受けた調査対象論文の取り消し措置を行い、次に発行する紀要上で取り消し公告を行う。

2)科目の担当停止措置

研究科に配置する全科目、及び学部に配置する論文指導を伴う科目については、 当該准教授の担当を停止する。

- 5. 特定不正行為の発生原因と再発防止策
  - 1) 発生原因

本件の発生原因は以下のとおりである。

- ・学術論文の在り方について、本人の理解が欠如していたこと。
- ・本人が本学大学院在籍中において、研究倫理及び出典の表示方法の指導を十分に 受けていなかったこと。
- ・大学が毎年実施している研究倫理研修の内容が十分に定着していないケースが あること。
- ・『青山ローフォーラム』の編集過程でのチェック体制が不十分であること。

### 2) 再発防止策

本学は、以下の再発防止策を実施することを決定した。

- a) 全学的な再発防止策として、従来の内製資料を用いた研究倫理研修を改め、公正研究推進協会(APRIN)の「APRIN e ラーニングプログラム」による研修を実施する。また、受講状況・理解度のチェックに基づくフォローアップを行い、研修内容の一層の定着をはかる。
- b) 新任教員ガイダンスで不正行為の防止体制を説明し、抑止をはかる。
- c) 『青山ローフォーラム』 の編集過程において以下の改善を行う。
  - ・『青山ローフォーラム』の原稿提出時に、大学院生、教員とも、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングの受講証明書の提出を義務付ける。
  - ・『青山ローフォーラム』の編集過程において、形式面チェックに加え、手続に要する書類や経緯の把握・確認を行う。
  - ・執筆要領を改訂し、不正行為をした場合の公開の廃止に関する内容を整備する。
  - ・原稿とともに提出する誓約書に、不正行為をした者の論文の公開の廃止に関する内容を盛り込む。
  - ・学生の執筆原稿について、従来より行っている編集担当運営委員による原稿 の点検を徹底する。
- d) 法学研究科の必修科目「研究方法論」において、研究倫理の指導を徹底し、か つそのことをシラバスに明記する。
- e) 法学部においても、カリキュラムの全体を通じて、研究倫理の指導の一層の強化を図る。
- f) 法学部の有志の教員による当該准教授への特別な指導体制を作り、その指導の 進捗状況について、学部長が報告を受けることとする。

#### 6 その他

本件細則第31条第1項に基づき、2020年11月30日付にて学校法人青山学院理事長に認定結果を報告した。学校法人青山学院では、2021年1月8日に「学校法人青山学院就業規則」第49条に基づき設置した懲戒調査委員会が、理事長の諮問を受け、現在、懲戒事由の有無、処分等について調査検討を行っている。

以上